

○宮古市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例

平成20年3月31日

条例第23号

改正 平成24年3月16日条例第10号

平成29年12月27日条例第38号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項の規定に基づき、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則及び宮古市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成24年宮古市条例第9号）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(平24条例10・平29条例38・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法の規定の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
津軽石地区	宮古市津軽石第14地割及び第16地割地内	100分の10以上	100分の15以上
刈屋地区	宮古市刈屋第4地割、第11地割、第13地割、第14地割及び第16地割地内	上	上
川井地区	宮古市川井第6地割地内		
藤原ふ頭工業団地	宮古市磯鶏第4地割地内	100分の1以上	100分の1以上

(平 2 4 条例 1 0 ・ 一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 3 月 1 6 日 条例 第 1 0 号)

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日 から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日 条例 第 3 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。